

## 保険監督者国際機構（IAIS）

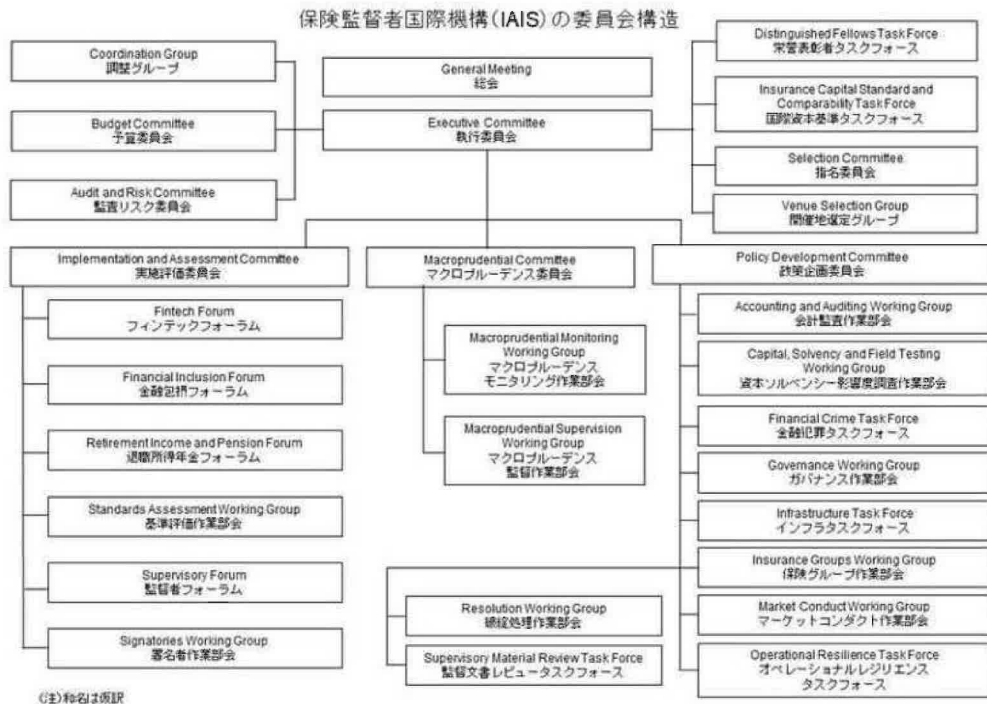
### I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

### II 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。



## 1. 総会

I A I Sの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

## 2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の飛弾国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤー会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

## 3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定などを担当している。

## 4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システムック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びComFrameの策定や、保険セクターにおけるシステムック・リスクのための包括的枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当している。

## 5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 国際的に活動する保険グループ（I A I G s）の監督のための共通枠組み（C o m F r a m e）

I A I Sは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりC o m F r a m eの開発に着手し、数次の市中協議を経て、I C PにC o m F r a m eを統合したうえで、2019年11月の年次総会でC o m F r a m e及び改定されたI C Pを採択した。

（※）I A I G sを選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が10%以上であることを前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。I A I G sの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

#### 2. I A I G sに適用される国際資本基準（I C S : Insurance Capital Standard）の検討

I A I Sは、2013年よりI A I G sに適用されるI C Sの開発に着手し、2017年7月に拡大フィールドテストのための国際資本基準（I C S Version 1.0）を公表し、2018年7月にI C S Version 2.0に関する市中協議文書を公表したうえで、2019年11月にモニタリング期間のためのI C S Version 2.0に合意した。I C S Version 2.0は、2020年から2024年までの5年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

また、I A I Sは、2024年までに、米国等の開発する合算手法のI C Sとの比較可能性を評価することとしている。I A I Sは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を2020年11月に公表したのち、2021年5月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。

#### 3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会（F S B）は、2013年より2016年まで毎年、I A I Sの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（G - S I I s）の選定手法に基づき、G - S I I sのリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、I A I Sは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017年12月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018年11月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019年11月の年次総会で同枠組みを最終化した。

参考：アジア保険監督者フォーラム（A F I R : Asian Forum of Insurance Regulators）

A F I Rは、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。金融庁は、A F I Rの発足以来参画しており、近年では2019年5月の年次総会（於マカオ）、2020年7月の年次総会（オンライン会合）にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

#### 4. その他

（サステナブルファイナンス）

I A I Sは、2017年より、持続可能な保険フォーラム（S I F）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行っている。2018年7月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020年2月には、「T C F D提言実施に関するイシューペーパー」を公表。2020年10月、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて市中協議文書「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表したのち、2021年5月に最終化した。また、2021年3月より、S I Fとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始している。